

## 高齢者デジタルポイント事業実施業務 仕様書

### 【用語の定義】

「アプリ」：スマートフォン上で操作・閲覧するアプリケーションソフトウェア

「サービス」：当該アプリを含むデータ取得、イベント登録、問合せ機能等の提供・運用・保守を含む業務全体

「デジタルマネー」：本事業において付与されたポイントを交換することにより、広く一般に利用可能な電子的な価値全般をいう。1ポイント1円とする。その具体的な種類は受託者の提案に基づき、委託者と協議の上で決定する。

### 1 業務概要

本市では、様々な介護予防事業を実施しているが、参加者が固定化し、新規参加者数が伸び悩んでいること、男性参加者の割合が約1割にとどまっていることなどが課題である。本市の調査等によると、参加の妨げとなっている要因は、決まった時間や場所での参加が求められること、他者との交流への抵抗感、事業に対する興味・関心の薄さなどである。こうした課題を踏まえ、いつでも、どこでも、一人でも参加しやすい、新たな取組として、令和8年度から、スマホの健康アプリを活用した取組を実施する。

この取組では、例えば歩行や脳トレ、介護予防に資するイベントへの参加など、日常生活における健康活動に応じてポイントを付与し、獲得したポイントをデジタルマネーとして、市内商店で活用できるようにするものとする。

### 2 対象者

静岡市内在住の65歳以上の者 1,000名程度（以下「参加者」という。）

なお、事業の実施状況やポイント交換率等を踏まえ、委託料の範囲内で委託者が必要と認める場合は、この限りではない。

### 3 委託業務内容

#### (1) サービスの提供

下記項目4のとおり。

#### (2) 参加者情報を確認・管理する機能（ツール）の提供

- ①参加者全員分のデータを確認及び集計できるツールを、令和8年8月17日（月）までに委託者に提供すること。
- ②委託者が、参加者の登録状況、活動状況、ポイントの付与・交換状況等を確認・管理できる機能、必要に応じて参加者情報の修正を行うことができる機能、参加者へ通知を行うことができる機能及び参加者からの申出に基づきアカウントを削除で

きる機能を有すること。

③委託者が指定するイベント等に付与する二次元コードについて、発行・印刷できる機能を有すること。発行手続は委託者の操作で完結すること。

④集計データは、期間を指定して抽出でき、CSV 等の形式で出力可能なものとする。出力方法は、ツールからの出力又は受託者からの提供によるものとする。

### (3) 周知媒体の作成

本事業の周知に係るチラシを作成し、委託者にデータ及び紙媒体にて、令和8年8月17日(月)までに提供すること。印刷部数は2,000部以上とする。

また、事業内容に関する詳細な説明資料等が既に存在する場合は、予算の範囲内で委託者に提供すること。

### (4) 参加者からの問合せ対応

①アプリの利用に関して、電話による問合せ窓口のほか、アプリ内に問合せフォームを設置し、参加者からの問合せに対応すること。問合せ対応は令和8年8月20日(木)からとし、電話による対応時間は平日午前9時から午後6時までとする。

②対応範囲(例:アプリの操作、ポイント付与・交換手続、デジタルマネーに関する一次対応)については、提案時に明示し、委託者と協議の上で決定すること。また、電話回線数等の体制を確保し、繁忙期においても円滑につながる運用とすること。

### (5) 委託者の事業実施に係る支援

業務期間中、適宜委託者と情報共有を行い、必要に応じて問合せ対応や助言を行うこと。

## 4 サービス概要

### (1) サービスの機能概要

①iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

②歩行、脳トレ、食事等の各項目について、1日1回以上実績が記録できること。

③委託者が指定するイベント等を、ポイント付与対象としてアプリに登録できること。また、当該イベント等に付与する二次元コードを参加者がアプリで読み取り、ポイントを付与できること。

④参加者が、事業への参加や自身のデータを委託者が閲覧・利用することについて、同意できる機能を有すること。

⑤参加者が、静岡市に住所を有する65歳以上の者であることを確認できる手段を有すること。

⑥上記②③についてポイントが付与され、ポイントは参加者からの求めに応じてデジタルマネーに換金可能であること。またポイント数、ポイントの有効期間、失効の取扱い等については、委託者と協議の上で定めるものとする。

- ⑦ポイントは令和8年度末に消滅するものとする。
- ⑧参加者が、自身の上記②のデータをリアルタイムで閲覧できること。
- ⑨参加者からの申出に基づき、アカウントを削除できること。
- ⑩広告の掲載により、運用に係る費用を獲得できるような仕組みを持つことを可能とする。広告の掲載内容、掲載方法等については、委託者が別途定める基準に基づき、委託者と協議の上で決定すること。

## (2) アカウント総数

参加者数は項番2のとおり、1,000人程度を想定する。ただし、事業の実施状況等を踏まえ、委託料の範囲内で参加者数を増加させる場合があるほか、参加者の途中辞退等に伴う入れ替えが生じることを想定する。このため、参加者の入れ替えや追加募集に対応できるよう、参加者数を上回る十分な数のアカウントを提供すること。

また、委託者が管理・運用に使用する管理者用アカウントを複数提供すること。

## (3) サービス提供期間

令和8年8月20日（木）から令和9年3月31日（水）まで

受託者は、サービス提供開始までに、アプリの初期設定、動作確認、管理者向け説明等、円滑な運用開始に向けた必要な準備を行うこと。

## (4) 運用保守要件

以下全ての要件に対応していること。

- ① データセンター及び障害発生時のデータ退避先は原則日本国内とすること。
- ② 個人情報保護法及び静岡県情報セキュリティポリシーを遵守すること
- ③ 不正プログラム対策及び不正アクセス防止措置を実施すること。
- ④ 参加者のデータは、参加者が参加を辞退する日または契約期間の終了日のいずれか早い日まで保存するものとする。ただし、委託者が翌年度以降も本事業を継続して実施する場合は、当該データを引き続き保存し、活用できるようにするものとする。
- ⑤ 原則24時間稼働とし、緊急時には速やかに復旧対応ができる体制を整えること。また計画的メンテナンス等が必要な場合は、委託者と協議の上で実施するものとする。

## (5) データ取得に係る免責

受託者は当該アプリを通じて得られるデータについて、以下の要因によりデータ取得が不可能または不完全となった場合、責任を負わない。

- ① 利用者側の通信環境の不備
- ② スマートフォンの操作ミス、不具合、または紛失
- ③ その他受託者の合理的な管理範囲外に起因する事由

## 6 委託料

(1) 委託料上限は 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とし、内訳は以下のとおり積算すること。

①事務費等：受託者が設定する金額

②ポイント交換原資分（見込）：

5,000 円×参加者 1,000 人×交換率（見込）75%

+5,000 円×コンテスト上位者 10 人（※）

=3,800,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）を最低限として提案すること。

※参加者のうち歩数改善率等上位 10 名に 5,000 円追加付与。委託者が決定する。

③ポイント交換に要する手数料等：上記②の 20%以下

(2) 委託料は、上記（1）②③については精算を行う。受託者は上記（1）②③の支払に係る領収書等の証憑を添付して請求するものとする。但し、③は②の 20%を上限とし、これを超える部分は受託者の負担とする。

(3) 上記 4（1）⑩により、受託者が本事業に係るアプリ等への広告掲載等により収入を得る場合は、その取扱い（委託料からの控除、事業運営費への充当等を含む。）について、受託者の提案を踏まえ、委託者と協議の上で決定するものとする。なお、受託者は広告収入の発生状況及び金額について、委託者に報告するものとする。

## 7 実施体制

(1) 委託者との情報共有、問合せ対応を行う業務責任者を 1 名以上配置すること。

(2) 業務責任者は、委託期間中、原則として固定化するよう努めること。

(3) 止むを得ない事情で変更する場合は、事前に委託者の承認を得て十分な引き継ぎを行うこと。

## 8 その他

(1) 受託者は、この仕様書の他、委託者から事業の実施に際し必要な指示を受けた場合は、これに従うこと。

(2) 受託者が提案書に記載した事項（提案見積額に含まれないと明記した事項を除く）は、責任を持って全て実現すること。

## 9 担当

保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課 在宅医療・介護連携係